十五年法律第百二十三号）第六十二条並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、富山県及び石川県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（令和六年厚生労働省告示第三号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であって、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む。）、厚生年金特例法（平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。）及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者に関する規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは令和六年一月一日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日から令和七年十月三十日までの間に到来するものについて、同年十月三十一日とする。

令和七年九月十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

都道府県名	地域
石川県	輪島市
	珠洲市
	鳳珠郡穴水町
	鳳珠郡能登町

○厚生労働省告示第二百四十一号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十二条の規定に基づき、令和七年度における共同募金の実施期間を令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三十五条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

○国土交通省告示第八百七十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	中津川市神坂字向小森一四二九番二二から同市神坂字小森一九七六番まで	令和七年九月十三日十五時

○国土交通省告示第八百七十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	関越自動車道上越線		
道路の区域			
区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
千曲市大字屋代字返町五二三番一二から同市大字雨宮字町田一二五九番二まで	前	最大（メートル）五七 最小（メートル）二六	六一七
	後	最大 二五一 最小 三八	

○国土交通省告示第八百七十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年八月二十八日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―824号	表面仕上材（表面床張り材）	ハルテックスハルレベラー	株式会社コスモ	大分県臼杵市大字末広3527番地の７
第Ｆ―825号	表面仕上材（難燃性接着剤）	ハルテックスハルボンド	〃	〃
第Ｓ―162号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Ｒｗ＝45ｄＢ）	ハルテックスハルレベラーＲＷ45	〃	〃
第Ｓ―163号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Ｒｗ＝40ｄＢ）	ハルテックスハルレベラーＲＷ40	〃	〃

○国土交通省告示第八百八十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年八月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌